違法伐採総合対策推進協議会ホームページ運営要領

(ホームページ設置目的)

1. 木材・木材製品の供給側の関係者はもとより、これを利用する調達側の企業、 一般消費者等の間で違法伐採対策に関する情報を共有するため、違法伐採総合 対策協議会ホームページ(以下「協議会ホームページ」という。)を設置する。

(管理および作成の体制)

- 2.協議会ホームページは全国木材組合連合会が違法伐採総合対策推進協議会の 監修の下に作成する。
- 3. 協議会ホームページの管理は、違法伐採総合対策協議会の下におかれる合法性・持続可能性証明システム普及事業WG(以下「WG」という。)の意見を聞き、社団法人全国木材組合連合会(以下「全木連」という。)事務局が担当する。
- 4.協議会ホームページの内容は実施要領及び本運営要領に基づき、全木連が作成し、WGの座長の了解を得て掲載する。
- 5.協議会ホームページの内容については適宜WGの意見を聞くものとする。

(WWW サーバとその管理)

6. WWW サーバは、全木連が契約する外部機関によって管理を行う。

(ホームページの構成)

- 7. 協議会ホームページは、次の情報で構成する。
- (1) グリーン購入法における取組の概要
- (2)違法伐採総合対策推進事業に関する情報 協議会、検討部会・WGにおける協議、内容
- (3) グリーン購入法の仕組み、証明方法に関するガイドラインの内容に関する 情報

基本方針(概要、本文) ガイドライン本文、ガイドラインQ&A

- (4)業界団体による認定の取組状況に関する情報 認定システム、認定団体のリストと内容
- (5)国、地方公共団体に関する情報 国、地方公共団体の調達方針等
- (6)調達側の企業、消費者団体等に関する情報

住宅メーカーなどの企業の調達方針、消費者団体の取組方針等

- (7)各国の法制度、証明システム等に関する情報
- (8)その他関連情報
- (9)リンク集

(必要な情報の収集)

- 8. 掲載する情報を収集するため以下の方々に協力を依頼する。
- (1)協議会・同検討部会の構成団体:特に7の(4)(6)
- (2)業界団体認定実施団体、合法木材供給認定事業者:特に7の(4)
- (3)中央省庁、都道府県等:特に7の(3)(5)

(雑則)

9. 協議会ホームページの管理運営に関して定められてないことについては必要があれば座長が定めることとする。